**平成２５年（フ）第１８１号**
新潟県五泉市不動堂828番地
債務者　高内ミサ子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１９１号**
新潟市秋葉区横川浜547番地８
債務者　松澤　チヨ
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１９９号**
新潟県燕市吉田法花堂1471番地
債務者　荻原　　昭
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第７０号**
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田179番地
債務者　門谷　廣一
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２５年（フ）第２７８号**
神戸市中央区下山手通８丁目７番５号　白蘭マンション501
債務者　斉藤陽子こと　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３３７号**
神戸市須磨区高倉台１丁目１番１号　看護宿舎、従前の住所兵庫県姫路市余部区上余部390番地６
債務者　仲本真理子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３４４号**
神戸市須磨区北落合３丁目38番218―310号
債務者　幸沢　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３４５号**
神戸市灘区摩耶海岸通１丁目１番３―411号
債務者　坂田　　進
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３７０号**
神戸市北区北五葉７丁目１番４―404号
債務者　水原　邦枝（旧姓西林）
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３９７号**
神戸市北区有野台５丁目１番地Ｂ22棟302号、従前の住所兵庫県三田市広沢104番地４
債務者　山口　方敏
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３６号**
鳥取県鳥取市吉成509番地　メゾンＤＴＡＮＩ303号
債務者　山内　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０２７号**
広島市佐伯区城山２丁目11番17号
債務者　岸部　幸治
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４５０号**
広島県廿日市市阿品台東３番３―301号
債務者　長屋　拓治
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１１１号**
長崎市上戸町１丁目13番87号
債務者　青﨑　　勲
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第２０２号**
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目25番38号
債務者　田之上留美子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第８２号**
秋田市新屋高美町７番20号
債務者　下間　拓也
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２６号**
福島県郡山市富田町字音路１番地の１　サンフローラ105号
債務者　安瀬　惠子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係